

Smile 通信

平成18年1月 総務・営業／埼玉県住まいづくり協議会
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10(埼玉県住宅供給公社内)
TEL 048-830-0033 ホームページアドレス <http://www.sahn.jp>



Contents

シリーズ 埼玉の住まい 2 川越、旧開心町の住宅	表紙、4P
埼玉県知事 新年のあいさつ	2P
平成17年度 住宅月間シンポジウム「安心・安全の住宅リフォームを考える」	6P
第1部 演説「住宅とアスベストを知ろう」	7P
第2部 パネルディスカッション「信頼できる住宅リフォーム事業者を育てよう」	9P
第3部 リフォーム事業者登録制度の仕組みと手続き	12P
埼玉住み心地の良いまち推進委員会 活動報告	
住まいの防犯アドバイザー制度 など	14P
埼玉住み心地の良いまち大賞	15P
埼玉県、住宅金融公庫からのお知らせ	16P

表紙写真は 山崎家住宅玄関ホール(シリーズ埼玉の住まい 2 より)

vol.23

ゆとりとチャンスの埼玉づくり ～埼玉が躍動する未来に向



埼玉県知事
上田清司

埼玉県住まいづくり協議会会員の皆様、明けましておめでとうございました。今年の初めにあたり清新な気持ちで、目標を掲げ、スピード感を持って、仕事を徹底的にやり抜いてまいります。まず、治安についてですが、残念ながら、検挙率の低下や犯罪の急増などにより、日本が世界に誇る「安全な国」が崩壊しました。そのため、県では、過去五年間にわたり全国最多となる警察官の増員などを警備力の強化を図ってまいりました。また、巡回事業者の皆様との連携なども強化を継続し、不審者の通報なども強化されています。防犯活動に積極的に御協力いただいております。さらには、住民の皆さまによる防犯活動グループへの支援にも強力に取り組んでおります。お蔭を持ちまして、「防犯活動グループ」の数も三倍以上に急増し、「防犯のまちづくり」も一層磨きがかかるつております。

こうした取組の結果、検挙率も上昇し、刑法犯の認知件数も減少傾向に転じるなど治安の回復に向けて大

きな一歩を踏み出しましたが、私たちはこの良い流れをさらに加速させていくため、警察や地域、企業の皆様と一緒にスクランブルを組んで治安対策に全力を傾けていきます。

また、教育においては、地域や家庭などの力が低下する中、不登校や学業成績など問題を抱え、多くの人が学年が持つべきめ細やかさを兼ね備えた教育を展開し、「確かな学力」、「体力」「社会規範」を身につけさせることが重要だと考えていました。そのため、昨年から、全ての公立小・中学校で、この三つの目標を達成する取組を実施しています。引き続き、教育委員会には、「埼玉から日本の教育は変わった」といわれるような教育改革に取り組んでいたいと願っています。そして、どこかで行き切る「学ぶ」埼玉の教育の実現を目指してまいります。

さて、日本全体では、人口減少が始まつたとも言われております。「しかし、埼玉県は、二〇一五年までは緩やかながら人口増が続く」と予想されています。また、埼玉県は、これ

が在り、全国で最も高い年齢構成がなっています。一方、現在のところ、県民の平均年齢は、全国でも第二位の若さであります。幸い、景気も緩やかであります。幸い、景気も緩やかであります。幸い、景気も緩やかであります。

今こそ、限られた時間の中で、来るべき確将来に備え、埼玉が大きく躍進する礎を早急に築かなければならぬと思います。

私は、人口減少や少子・高齢社会という時代の大きな地殻変動の中、変化（CHANGE）は好機（CHANGE）ととらえています。こうした認識のもと、埼玉の将来像として埼玉グランデデザインを明らかにしましたところでございます。

その一つ目は、産業や農業、教育など様々な分野でチャンスにあふれどもが夢を持てる「元気チャレンジ埼玉」です。二つ目は、自然の保全・創造と市街地のルネサンスを目標に、日本一住みやすく、環境にやさしい「ゆとりの田園都市・埼玉」です。三つ目は、福祉や医療、防災対策などに万全を期し、誰もが安心して暮らせる「安心・安全・埼玉」で

この「眞正の民主主義」を「とて」といふところに、
しますと「とて」といふところに、
れる埼玉」です。私は、「官の信用」と
「民」の力を合わせて、その実現に向
けて全力で取り組んでまいります。
住みよい住まいづくり、まちづくり
につきましては、まさに市ととの
ネットワークを構築している貴協議
会の役割がたいへん重要でございま
すので、今後の活躍に大いに期待い
たします。

三位一体改革をはじめとする地方
分権もこれからが本垂です。私は、
埼玉が日本の輝ける未来を切り開く
先導役になるという気概をもつて、
県政の運営に邁進していく決意でござ
ります。どうか県民の皆様には、
引き続き格別のお力添えを賜ります
ようお願い申し上げます。

結びに、貴協議会の今後の活動に
大いに期待いたしますとともに、こ
の一年が皆様によりまして幸多き年
となりますよう心からお祈り申し上
げて、私の年頭のごあいさつをいた
します。

この「眞正の民主主義」を「とて」といふところに、
しますと「とて」といふところに、
れる埼玉」です。私は、「官の信用」と
「民」の力を合わせて、その実現に向
けて全力で取り組んでまいります。
住みよい住まいづくり、まちづくり
につきましては、まさに市ととの
ネットワークを構築している貴協議
会の役割がたいへん重要でございま
すので、今後の活躍に大いに期待い
たします。

三位一体改革をはじめとする地方
分権もこれからが本垂です。私は、
埼玉が日本の輝ける未来を切り開く
先導役になるという気概をもつて、
県政の運営に邁進していく決意でござ
ります。どうか県民の皆様には、
引き続き格別のお力添えを賜ります
ようお願い申し上げます。

結びに、貴協議会の今後の活動に
大いに期待いたしましたとともに、こ
の一年が皆様にとって幸多き年
となりますよう心からお祈り申し上
げて、私の年頭のごあいさつをいた
します。

充実を図る一年に

埼玉県住まいづくり協議会

会長 宮沢 俊哉

(株式会社アキュラホーム
代表取締役社長)



埼玉県住まいづくり協議会会員な
らびに関係者の皆様あけましておめ
でとうございます。昨年の四月から会
長職を拝命し分からぬことばかり
でした。が諸先輩方のご指導のおかげ
で今までやつてまいりました。

さて、二〇〇五年は住宅関連では重
大なニュースの多い年で、リフォーム
許可や耐震化問題などによって随
分と業界のイメージは傷つけられま
した。一個人の人たちによる犯罪であつ
ても業界を擡げて信頼回復に努めな
ければならないと思います。

昨年は協議会の事業としてリフォ
ーム事業者登録制度が新たに立ち上
がりました。この場を借りてお詫申上
げます。県内各職の皆様に側面から多
くのご支援をいたいたことは協議
会設立の趣旨を体現するもので県民
の皆様に向けての力強いアピールと

なり、「一層当協議会への期待が高まつ
たといえます。上田知事のお言葉でも
たびたびお伺いする「官の信用と民の
活力」というフレーズを改めて実感す
る思いです。

一昨年にスタートした防犯アドバ
イザー制度もフォロー・アップ研修を
重ねつつ熟成が進んでおります。ここ
に養成された防犯アドバイザーは四
百名近くに達し一定の成果を残しました。
といえると思います。次のステップと
してはどちらの制度の皆様へ
の周知を促進することだと想います。

また、昨年は第一回「埼玉住み心地
の良いまち大賞」の選定が行なわれ、
協議会の趣旨を一般の消費者に伝え
ることに貢献しました。ほかにもさい
たま新都心駅や、さいたまスパーア
リーナでのフリーマーケットにブー
スを出したたりして一般県民への周知
活動を試みています。情報発信の手段
をお持ちの会員様はぜひ二つの制度

会員の皆様新年あけましておめで
とうございます。

さて昨年を振り返りますと、一昨年
の中越地震災害を上回る様々な事件
が発生しました。特に当協議会会員に
大きな影響を与えた弱者などをターゲット
とした詐欺筋のリフォーム工事が富士見市で発生し、全国で同様
の事件が報道され社会問題化しまし
た。

この事件により県が全国に先駆け、
当協議会が立ち上げたリフォーム事
業者登録に関心が高まり、さらに新聞
の全国版にも取り上げられるなどの
反響により、登録事業者数が一七九事
業者に達しました。これは、昨年度
の防犯アドバイザー登録者三九六名
と同様大きな成果となり当協議会活
動の意義をさらに高める結果となり
ました。

についての周知活動にご協力いただ
きたいと思います。今年は防犯アドバイザーとリフォ
ーム事業者の両登録事業を軸により
お願いいたします。

協議会活動の意義を さらに高める

埼玉県住まいづくり協議会

運営委員長 名越 政彦

(財団法人さいたま住宅
検査センター企画開発課長)



また年末からマスコミを騒わしてい
る建築物の構造設計の偽装事件は、連
日新聞紙面のトップを飾る事件とな
りました。

この事件は建築確認制度の根幹を
揺るがす問題に留まらず、建築技術者
の倫理感までが問われ、また建設業者
など建設や販売などに關係した組織
的偽装行為との見方から司法による
真相の解明が待たれるところとなっ
ています。

今後、において建築基準法や建築

士法の改正などに向けた作業が進め
られなどで建築行政の信頼回復に向
けた取り組みが期待されています。

終わりに協議会活動へのご理解ご
協力をお願いいたしますと共に会員
各位の益々のご清栄を御祈念いたし
ます。

一層協議会活動の充実を図る年に
したいと考え、微力ながら努力してま
りますので今年もどうぞよろしく
お願いいたします。

川越 旧同心町の住宅

山崎家別邸



前回の秩父に次いで、今回は県下で最も観光客の集まる川越を紹介する。川越といえば、藏づくりの街であり、一番街をまず擧げることになろうが、今回は少し異なるところを紹介しよう。とは言つても、さほど繁華街から離れたところではない。「時の鐘」のある鐘つき通りを過ぎ、右に折れるとそこは観光客の姿をほとんどみかけない静かな通り、旧同心町である。名前の示す通り、今をさかのばる藩主松平伊豆守の時代には町内の治安と統制のために同心が住んでいた所で、ここが今回紹介する通りである。近年この左側一帯は住宅地になってしまったが以前はこの奥まったところに料亭があり、川越の街のゆかしさを感じさせたものである。時代の波はここにも容赦なく押し寄せている。

少し歩いていくと左手に細長い敷地の奥に陽光に光り輝くドームをいただき、外壁は打ち放しのコンクリートで覆われ重量感のある円形のユニークな建物閑根邸(昭和六十四年「一九八九」)が眼に入つてくる。建物のファサードには美しく家紋の桔梗と音符の装飾があしらわれている。一階では夫人がピアノを教えていらつしやり、生活の中心の二階の居間には周囲から外光が入る明るく豊かで機能的な現代建築である。

さらに進んでいくと今度は左右に医院建築、右側は近年塗り替えた

が、明治、大正期の典型的な医院建築である木造下見板張りの中成堂歯科医院。大正二年(一九一三)に竣工され登録有形文化財となつている。医院でいただいたバンフレットには「建物も歯もメンテナンスが大切です」と書かれていた。納得である。

さらに南に進むと左に町屋住宅の榎本家(大正五年(一九一六))がある。その手前の鉄製の門を開けて進んでいくと右手にこんもりと緑が生い茂り、北公開の住宅、龜屋の別荘、山崎家別邸(大正十四年(一九二五))が木の間隠れに見えてくる。モルタル造りの洋館の玄関は至つてシンプルなボーチ。階段室をかねた玄関ホールにはステンドグラスを通して、美しく華やかな光が入り込む。階段手すりの親柱はセッショング様式である。ホールに連なる応接室は二方に広く窓を開け、重厚な応接セットが置かれ、大正期の洋館の豪華さを示している。隣接した食堂には和室が二室連なる。特筆すべきことになにものもまろやかであれといふ五代喜七氏の希望により、和室内の柱はすべて丸柱となつていて、付書院の簡素で美しい花灯籠、地袋などを見る

が行き届き、和洋が巧みに折衷された大正期の名建築といえる。和室に腰を下ろし、眼を外部の庭に

転じると、中央はやや低地となり、左手に国宝如庵をうつしたという茶室がみえる。垣根の向こうは文豪島崎藤村がたびたび訪れたという佐久間旅館である。今回かがつた秋の日はさほど多くの紅葉を見るることはなかつたが、以前お邪魔した際には、ベランダ先に白梅と桃の花が咲きこぼれ、まちなかとは思えぬほどの静寂のなかで当主の送つた静かな日常がしのばれるようであつた。藏造りのまちなみの一郭には、青いスレート屋根をいただいた白い体躯の旧八十五銀行現埼玉りそな銀行)がすつとひときわ美しく立つてゐるが、この別邸の設計者も同じ保岡勝也(明治元年(一八六八)~昭和十七年(一九四二))である。保岡は東京駅を設計した辰野金吾に師事したのち、三菱地所に就職。丸の内ビル街を設計し、その後三菱岩崎家とも関わりを持ちながら、中廊下形式、バンガロー式住居などの住宅を多く手がけ、住宅建築の草分け的存在であった。亀屋五代嘉七氏が榮太郎本舗長宅を訪れ、その建築の技量に感動し居宅の設計を依頼したと伝えられている。御案内頂いた亀屋の若奥さまによれば、手入れが充分でなく観光客には知られたくないでの観光案内からははずしてもらつてゐることのこと。気がかりなことに現在、日々荒れかかっている。実はこちらは昭和十年代までの宿泊所となつており、川越の迎賓

館の役割を果たしていた。ならば、これを市の方で管理し、公的な迎賓館にしてはどうかななどと筆者は考えてしまうのだが……。いずれにせよ、川越は藏造りのまちだけではない。こうした住宅以外にも由緒ある寺院や神社、それに近代の洋風建築、更に斬新な現代建築など、古いものと新しいものがほどよく混在しており、歩いて建物を見学するには格好の街なのである。最近では織物市場、鏡山酒造などを市が買い取り、新しいまちづくりに生かそうとしている。市民の力をもとに、先達の努力を引き継ぎながら、川越は、さらに新しい展開を試みようとしているのである。

伊豆井秀一(いづいひでかず)

昭和24年生まれ。

埼玉県立博物館、埼玉県立近代美術館、埼玉県教育局生涯学習課を経、現在埼玉県立近代美術館学芸主幹。専門は日本近・現代美術。著書に『昭和の美術』(共著毎日新聞社)、『小茂田青樹画集』(共著 日本経済新聞社)など。



伊豆井



橋本家



山崎家別邸玄関



中成堂歯科医院



山崎家別邸玄関

平成17年度 住宅月間シンポジウム

安心・安全の住宅リフォームを考える



宮沢会長

講員の参考書

平成十七年度 住宅月間シンポジウム（主催）埼玉県住まいづくり協議会が、十月二十八日、午後一時から浦和コルソ七階、コルソホールで開催された。

高野政次情報普及部会部会長の開会の言葉に続き、宮沢俊哉会長から、「本日のテーマは「安心安全の住まいづくり」として、今話題のアスベスト問題、リフォームに関する様々な問題、空き巣対策などの侵入対策の問題。そして住宅政策など住まいの現実に関わる問題としました。

アスベスト問題では、いたずらに不安を煽るような情報も多く、正確な情報と知識が必要なつててありますので、本日はご経験豊富なヤシマ工業の原島様を講師にお迎えしてご講演をお願いしております。

リフォーム関係では、パネルディスカッションとして、様々な角度からのご専門のお立場で、現場に密着したお話を賜ります。

さらに第三部では、当協議会で二年近く前から、議論が続いております、リフォーム事業者の登録制度の説明会が行われます。登録を希望される方には、新しい考え方の制度ですので、趣旨を充分に理解頂き、消費者のため、地域社会のため、自分たちの業界のために知恵と力を出していたときたいと思います。」

第一部 ヤシマ工業原島氏の講演による「住宅とアスベストを知ろ

う」、第二部 柚田建太住宅リフォーム推進委員会委員長のコーディネーターによるパネルディスカッション「信頼できる住宅リフォーム事業者を育てる」、第三部 檜山敏章住宅リフォーム推進委員会副委員長による「リフォーム事業者登録制度の仕組みと手続き」と、満席で進行し、最後に笠原高治運営委員会相談役から「國の方針では、全都道府県に来年度はリフォーム相談センターを三年後までには全市町村にリフォーム相談センターを置くといつた方針になつてきています。そういった中で、埼玉県においても県庁と力を合わせながらリフォーム事業者登録制度を立ち上げてまいりました。

頗るわくばこの制度が県の条例化を目指して、我々協議会としては進めていきたいと考えております。まずはリフォーム事業者の皆様方に消費者への誠実な対応をお願いします。誠実さというのはやはり専門知識を持つている、あるいは契約に対して常にお客様の方には頗る向いているということです。誠実さというのは、制度的にどうこうできるものではなく、やはり我々が頑張って行かなければいけない。そういうことでこの制度を立ち上げています」と開会のあいさつがあり、本年度の住宅月間シンポジウムは熱気の燃るまま盛会のうちに終了した。

第1部 講演

住宅とアスベスト
を知ろう

ヤシマ工業株式会社
取締役 技術部長
原島 浩 氏

主なアスベストの種類

クリンタイル(白石綿) 毒性 弱

アモサイト(茶石綿) 毒性 強

クロシドライト(青石綿) 毒性最強



「住宅とアスベストを知ろう」
講演会

いま、何が起きているか？

最初に、今、何が起きているのか
というと、七月一日に石綿障害予防規則が施行されるにあたり、二月に石綿障害予防規則が公表されました。その頃から新しく出来た石綿に対する問い合わせが徐々に出てきました。

六月の二十九日の発表以来、石綿製造工場における従業員の方々、またその家族の方々、それに近隣の方々にまでアスベストにおける被害が及んだということです。また、吹きつけアスベストの除去作業にかかわった作業員がアスベスト被害にあつた。そして吹付けアスベストの状況の中で長期間勤務された方々の被害、こういう方が多いです。アスベスト含有建材に対する不安から建物を解体する時のわずかなほこりでも、アスベストではないかと、近隣の方が非常にナーバスな状態になつて、解体工事がストップしていることがあります。アスベストが含有されているかどうかを事前に調査することが大切です。

また、解体工事中に、実際にアスベストがあつた場合にはいろいろな諸官庁の届出といふものもある關係、最低二週間工事ができない状況になつてしまい、解体工事もストップしてしまつたというケースが多くてあります。

アスベスト
どのように使われてきたか？

アスベストは新築関係に、主に三種類が使われています。クリンタイルが白石綿、アモサイトが茶石綿、クロシドライト、これが青石綿、番に毒性が高くなつていくと言わ

アスベストは一般的には、木造や鉄骨の二階建て住宅で使われてきました。コンクリート住宅には吹きつけアスベストはほとんど使われていません。ただしマンションや集合住宅は機械室、風呂場、天井には使われてゐる可能性はあるかと思います。

住宅には、輸入したアスベストの九十%以上が建材として使われています。

特に住宅に使われているのは内装材、壁天井のものであれば、ケイ酸カルシウム板第一種、浴室など水周りの、天井、壁などによく使われております。

あと、石綿含有ロックウール吸音天井板、こちらも住宅の室内の天井に使われております。石綿含有石膏板も室内の壁等に使われているケー

スが多々あります。

間仕切り壁も、ケイ酸カルシウム板第一種として特に集合住宅のベムランダに使われています。バーティションと呼ばれている間仕切り壁

はケイ酸カルシウム板第一種がよく使われています。

床材としては、一般的な住宅には使われませんが、ビル関係には、P.T.板第一種と呼ばれる製品が使われています。

こちらもアスベストを含有しています。

外装材では窓枠系サイディング

が住宅に使われています。あと、スレートボード、こちらも外壁の軒裏に使われているケースがあります。

それとケイ酸カルシウムが軒裏に使われています。

外装材では窓枠系サイディングが住宅に使われています。あと、スレートボード、こちらも外壁の軒裏に使われているケースがあります。

それが、アスベストを含有してい

ます。

アスベストは、各メーカー

からいつまで製造され、販売されたいかが明確に出でておりますので、そちらを参考にされるとよろしいでしよう。輸入された石綿の九二・九%が建築材料ですから、石綿のほとんどが建築に使われています。

石綿障害予防規則

石綿関連の法律は、まず特定化

されています。

七年九月労働省令で定められました。今年の七月一日に石綿障害予防規則ができるまでは、その特定

化学物質等障害予防規則の約五十種類の中のひとつにすぎなかつた

アスベストが、新しい法律ができて、集合住宅から一戸建てに住み替えたということです。

骨子は、石綿の製品をとりあつかります。

アスベストに対する危険性や正しい作業方法などを特別教

育義務づけたことです。

今回の石綿規則(石綿障害予防規則)

第十条は事業者、あるいは建物貸与者は、吹きつけアスベストが飛散する場合は、従業員がばく露するよう

場合に除去あるいは封じ込め、あるいは、封じ込められない場合は、吸入もしなければならないと

いう法律です。

石綿規則は厚生労働省の法律で労働者のための法律ですが、その中

で八条と九条は、発注者は、その中の法律も決められております。

ただ解体等の作業を行なう仕事の発注者は、その建物の石綿等の使

用状況を通知しなければならない、これが第八条、第九条は、発注者は工事の方法、費用を法律に定めた

事の発注者は、そのあるような条件を契約上結んではいけないということです。特に発注者は、アスベストがあ

るような仕事の請負いに関しては、

通知しなければいけないと、できないような条件をつけてはいけないことを注意していただきたい。

アスベスト調査の実際

実際のアスベスト・セット調査は、まず設計図面を平面上図、立面図等で見て、必ず設計図を見てることです。特図面等の一覧最初にある仕様書を確認します。次に建設された年を確認。そして施工部位や使用材料と、例えば居間天井、壁などに使われた建材をまとめて分類します。

ただし施工年数等調査をして、その材料製造禁止以降のホールドページから、アスベストを含まれていないといふのアローランスは必要です。

また、仕様書を見ただけではダメで、今までわからない場合がありますので、一般的な材料の名称から、いつ使用が禁止になったのか、製造が禁止になつたかを調査します。

そして分類したあと、建材にアスベストが含まれているか調査します。明らかにアスベストが含まれてゐるものに関しては、調査分析する必要があります。

また明らかに入つてない材料や石綿含有材も調査する必要があります。アメリカではガラスと鉄、木材以外はすべてアスベストとの疑いをかけ調査をしています。

実際にアスベスト建材の分析は基発一八八号と呼ばれているもので行ないます。平成八年三月に出された法律で、分散染色法といい、定性分析と呼ばれるアスベストの含有の有無を分析します。

安化発〇六一二二〇〇一」という含有建材の判定方法が出されました。これは、測定の方法としてはX線解析法と分散染色法、同じ方法ですが、どちらも何度も分析をくりかえします。

価格は、最初の一八八の定性分析は三万円前後で、定量分析のほうではプラス三万円前後です。こちらはX線の前までが定性分析ですので、五万六万円、定分析もりますと十万円前後です。

吹付け材につきましては、新しい法律ではなくて、一八八の法律でやる方が結果的には同じ結果になりますので、リーズナブルな価格的が出てきます。

特に住宅等住まいの建材を調査する場合は、莫大な数になる可能性がありますので、価格的にも負担になりますので、吹きつけには一八八をお勧めします。

安化発〇六一二二〇〇一」という含有建材の判定方法が出されました。でやらなければダメということです。吹き付けアスベストに関するましては一八八号で分析してもかまわないということになつてます。これが染色法としてはX線解析法と分散染色法、同じ方法ですが、どちらも何度も分析をくりかえします。

価格は、最初の一八八の定性分析は三万円で定性分析のほうでプラス三万円前後です。こちらはX線の前までが定性分析ですので五万円、定分析もやりますと十万円前後です。

吹付け材につきましては、新しい法律ではなくて、一八八の法律でやる方が結果的には同じ結果になりますので、リーズナブルな価格的が出てきます。

特に住宅等住まいの建材を調査する場合は、莫大な数になる可能性がありますので、価格的にも負担になるので、吹きつけには一八八をお勧めします。

トを取り込むでしまして、実際のアスベスト除去工事は、基本的に吹きつけアスベストに対する考え方です。天井にアスベストがある場合、床は〇・一五ミリ以上のビニールを二重に、壁も〇・一ミリのビニールで養生し、密閉した空間を作ります。そして負圧集塵機で、この空間を負圧状態にします。そして空気中の漏れないよう作業空間を作り、HEPAフィルターというアスベストを九九・九七%吸着するフィルターで、それをつけるスベースが必要になりますが、クリーンルーム、エアロックといわれる部屋を三層になつておらず、クリーンルーム、シャワールーム、ダーティールームと、常に人間がここから出入りします。人間は防護服、防護マスクをして、シャワーケを浴びて、奇麗な身体になつてていくというような形で作業します。

袋に、手が差しこめて専用の袋もあります。また現在、厚生労働省管轄の石縫障害予防規則という法律しかありませんが、国土交通省で建築基準法を見直し、吹付けアスベストの除去も義務づけるとかいう流れもあります。

補償問題、公害問題、石縫則に関しては、今よりゆるくなることはなく、必ず厳しくなると思いまます。これからはさらに対応が必要になつてきます。

あと、助成制度は、まだ補助金等を制度化しているところが少ないと思います。東京では、港区、文京区など教諭所しかないかと思います。将来的には助成制度といううことで保障に限らず、融資制度が充実してくるといふ気がいたします。

最後に、こういったアスベストの知識をよく理解してない業者であるとか、不法投棄等ないように確かな仕事をする場合には業者を選定するということと、皆さんアンスベストにさらなる知識を持つていただいて、お互いにこの世から

アスベスト除去の方法

ベストが含まれているか調査します。明らかにアスベストが含まれてゐるものに関しては、調査分析する必要はありません。

アスペクト除去の方法

一日一人四着から五着必要で、作業員のみならず、周りにもアスベストが外に流れないので、空気を軽微な補助は石綿割の対象外ですが、一日半が含まれてかかる費用

アスペスト撲滅の意識を持つて、皆様とご協力いただきながら、この新しい知識を皆様にお伝えしていこうと思つております。

アスペスト除去業者の選定基準

1. 工事実績表
 2. 着工前各種手続の理解度
 3. 労働基準監督署提出書類等の確認
 4. 最終差分地と収集運搬業者の確認
 5. 石綿障害予防規則に基づく特別教育の実施の有無及び教材の確認
 6. 石綿健康診断実施の確認

8

第2部 パネルディスカッション

信頼できる住宅リフォーム事業者を育てよう

バネラー

株式会社オクタ代表取締役社長 山本拓己氏

埼玉県消費生活支援センター 相談担当担当部長 石田英夫氏

珠玉俱賀齊本部生活安全部生活安全企劃課 都市防犯對策捕佐 防護保育

埼玉県都留市都留町住吉宿 企画・施設運営・市町村住家相談主幹 木橋三千夫氏

烏玉東都市盈兩部
二二七

埼玉県住まいびんじ接種会場にて、コロナ・新型肺炎会場見聞録、柳田健太郎

山本 たなごとこります。
 本日は素晴らしい取り組みにお呼びび
 いただきましてありがとうございます。どうぞ
 勝越ではござりますが、民間を代表し
 てバネルディスカッションに参加させ
 ていただきました。
弊社は埼玉県で、住宅リフォームの
専門業としてやつております。埼玉県は
リフォーム業界の中でも、未来形の
県だとおもふべきです。全国に先駆け
て新しい事が起こる。それを全国の同
業者が見ていて、それで対策を打つて
いく。ですから埼玉で起つたような
ことが全国に伝播していくという感が
するのですが、ないでしょうか。そうい
う意味でやはりいろいろな報道が
おり、勢い附せて埼玉県は先んじて
いるということになつてしまします。今
回の(リフォーム事業者登録制度の)取
り組みが本体となつた素晴らしい
う(業界の評判が落ちるような)現状
あればあるほど、懸念をしていかなければ
なりません。直接それは自分たちの
事業の懸念でありますので、今回の登録
制度のようには高いハードルを自らに課
していくこということが必要になつてく
ると思います。
さて、リフォーム業は、大きくて三つに
さ

ですから、ボーダーラインが引ききついもののが確実に組み合っているのが、この仕事。お客様の生活に密接に関わっているのですけれども、我々事業する者としては（悪質な業者との）線引きはなかなか出来ない、或いは教育や訓練によってなかなか会社を出て来ない、という二つの問題點と想います。

その中で弊社では修理・営業メンテナンスというところから会社は立ち上がりっております。小さくところからこつこつやってきましたが、現在は修理の変更というような付加価値の高いところをやろうと決めて、社内の全部の体制をそちらにシフトして、軽微なものは軽微なもの、工事をやるような事業部を立ち上げ、社内を引き続きして教育的内容を変えていきます。それによって日ごろのしく改善され

います。要するにお客様の要求を理解が
高まつて行くと、より専門性の高いソリューションを
ころに行くというのが専門性の高いソリューションを
スマートルだと考えます。そうすると先ほ
ほどお話したとおり、「小さなものから大
きなものまで何でもかんでも任せても安心して早い」とい
うお客様は信用してない方。
ですから、我が社はこれの専門店です。
すよ」というのを明確にしています。「一
般的にはそうするのが非常に怖いので
「何でも出来ます」といふ言い方にむか
るのですけれど、そうすると社会教育をめぐ
らしくいかないのではないかと考えて
ております。

本日は大変お忙しい中、たくさんの方にお集まりいただきありがとうございます。このように多方面の方をパネラーにお迎えして、お話を多角的に聞ける機会は住宅業界のなかでも珍しいと思いますので私自身も楽しみにしております。私は速いペースで私見を踏まえてお話をいただこうと思います。

山本

本日は素晴らしい取り組みにお呼びいただきましてありがとうございましたがどうぞ。越えてはございませんが、民間を代表してパネルディスカッションに参加させていただきます。

弊社は埼玉県で、住宅リフォームの専門会社としてやっています。埼玉県はリフォーム業界の中でも、未来形の県だと言われています。全国に先駆けて

お店で使つてないのと同じように、「我々もどこのをちゃんとやるか」というスタンスを明確にしないと、トラブルを避けるために提供する側になってしまつて、それが業界全体に悪影響を与えていく事になります。

そのへんを明確にして、我々はどんなステンシスで、どうでないところを学んだ時に、どういうコラボレーションが、あって、連携をとっていくか?といふような、そういう風に考えていくくいのではないかと思います。

また、サイクルで考える成長期から成熟期に入つたと考えてあります。成熟期に入ったといふことは、マーケット自体が大きな成長をしない、需要よりも供給が多くなつて、いるのが現状です。そこは先り手側の思惑通りに行かなくな



川本桜巳用

「この業界のキヤッチフレーズの常で、『小さなものから大きなものまで任せ任せで安心』といふのが『一番危ない』といふことになります。要するに物販でいうと百円の物から超高級品までを一つの

インにお受けになる現場のご経験を
富な石田様から現場の報告を含めてお
話を伺いたいと思います。

ですからボーダーラインが引きにくいうちはお客様に絡み合っているのが仕事。お客様の生活に密接に関わっているのですけれども、我々事業者としては、想定する事業者との縦引きはなかなか出来ない、或いは教育や訓練によってなかなか広がってきていない、というのが一つの弊病だと思います。

その中で、弊社では修理・常備メンテナンスというところから会社は立ち上がりっております。小さいところから二つこつやつきましたが、現在は機能性成りは問取りの変更というような付加価値の高いところをやろうと決めて、社内の全部の体制をそちらにシフトして、種類などのものは経営なもの工事をやるような事業部を立ち上げ、社内の線引きをして教育の内容を変えてい

います。要するにお客様の要求要望が
高まっていくと、より専門性の高いジ
ェンダーモデルだと考えます。そうすると先
ほどお話したとおり「小さなものから
大きなものまで何でもかんでも任せます」と
て安心・安くて早い「みたいなものは
お客様は信用してない」
ですから、我々はこれの専門店で
すよというのを明確にしています。
一般的にはそういうのが非常に怖いのです
「何でも出来ます」みたいな言い方にわ
るのですけれど、そうすると社内教育も
うまくいかないのでないかと考え
ております。

お店で儲けていないのと同じように、我々もどこをやんとやるかというスタンスを明確にしないと、トラブルを世の中に提供する側になってしまつて、それが業界全体に悪影響を与えていく事になります。

そのへんを明確にして、我々はどこがどのスタンスで、どうでないところを手堅くあつた時にはどういうコトバでシヨンがあった時、運営をとつていくか?といふような、そういう風に考えていくくていいのではないかと思います。

また、サイクルで考えると成長期から成熟期に入ったと考へてあります。ト 자체が大きな成長しない、需要通り供給が多くなつているのが現状です。そこは充り手側の思惑通りに行かなくな

私どもの相談を主としてご案内しますと、昨年度、県だけでなく市町村でも消費生活センターの窓口を設けてご相談をお受けしております。昨年が三万五千作ということで、十五%強増加し、本年度は市町村でも約八割で相談窓口を設けていただいております。ちらの方は昨年が約四万三千件で、事で約三十九万の増加と、非常に急激な増加を示しています。

平成17年奥住宅月間シンボルム
「安心・安全の住宅リフォームを考える」



年の八月までで一千四百四十八という数字申し上げましたが、このうち六十五歳以上の方が九百三十四件ということです七割以上を占めている。例えは核爆弾など、いわゆる地下の調査ですねが、こういったものが百十二件なのですが、このうち九十二件が六十歳以上の方と言うことで、この数字から言つてもお年寄りの方が集中的にねらわれているということが明らかになってきているところがあります。

お年寄りの被害で特に目立つてきているのは床下や屋根裏に施工する耐震補強という耐震用金物の取り付けとか、床下換気扇の取り付け、それから調湿材の床下、あるいは小屋裏への施工、そういういたのものが目立つてきて、しかもそのものが目立つてきていているという結果が出ているものが大部分です。一番問題なのはお年寄りの判断力が低下していくなかで、そこを利用して次々に同様の販売を繰り返していく事が行

形で示さなければいけません。それから工事の効果について（悪質業者は）ほとんど偽りの事を告げている。これは特商取引に関する法律では不告白と知と言つて、これは法律違反行為です。そこら辺は通常の業者さんも、効果について合理的に説明できる資料を用意しておいて、結果的に嘘を言つたことにならないように、説明をきちんとしにくいくらいの基本的なことが必要なのではないかと思います。一般的な契約の言わば裁判規範とか行為規範規範に当たると思いますが消費者契約法という民法の特別法といったものもあります。そういう法律を基本的に踏まえた形で、販売活動、それから施工等、勧説行為を行っていくといふ環境が求められている。ある意味では、環境として消費者の目、社会にリリフォーム業者に対する目が厳しくなってきてる中で、本当の意味で顧客のニーズに合わせた施工、販売、勧説、そういったことを行つ

県域での昨年の刑法犯は、十八万件を超えてまして過去最多を記録したところになります。十年前の約一・五倍です。相当な数です。そこで県の方で埼玉県防犯の町作り推進条例が今年に入りまして、その条例に基づくところの、推進計画、防犯指針が施行されまして、さらには今年の六月に県全体で防犯の町作りを推進しようということで知事が会長となって推進会議が設置されました。ところでござります。とにかく地域の皆さん、さらに自治体や警察署、県など共同した取り組みで今進んでいるところでございます。

防犯の取り組みは自治防犯活動とくことで知事もよく話をされていましたが、去年の四月に五一現在で一八二件だった一般防犯体制が九月末現在で一千四百三十九件を越えて三倍近くの取り組みになつてあります。被害署所では戸建てが六十一%、集合住宅が三十九%で戸建ての被

架空不當請求、これの増加が急激に件数を押し上げていると言えます。住宅のリファオームに関しては、二千九百三十二件、十六年年度で二千八百四十件という数字になっています。ところがこれが今年度に入つてから急激に増えておりまして、四月から八月をとつてみてても一千四百四十九件という数字になつております。このうち、販売の態態で多いのは訪問販売といえます。さらにその中でお年寄り

を行つたり、警察と連携をとりながら捜査発行していただいたり、悪質な業者については取り締まり、規制していくことをうけて考えております。しかし問題の業者を呼び出して販売員についても話をして改善するように求めておりました。また同じ行為を行う業者もいたりして、やはりそういう点は力を入れて規制してゆかなければいけないと思っています。

締ましては、今、全般的に侵入警戒など不安かと思われますけれども、今日は県警本部の担当の方にお越しいただきました、その辺のお話を、同じじころいということでお話をいただきました。



石田英夫曰

われていることです。新聞雑誌もなきられたようではあります。五千万円を超えるものでございます。リフォーム詐欺問題の発端になつた富士見市の例と似たような例が各窓口に寄せられてゐるのが現状です。それもやはり一部ではなく、かなりの事業者がそういう行為を行つてゐるという事が事実です。私ども事業者指導部を持つていて、より一層こうした事に対する警戒心を持たせたい

とか、さしかかる客観的に見る事が出来る事が出来ないわけないません。それがから工事の実態について、(悪質業者)はほとんど偽りの事を告げてゐる。これは特定商取引に関する法律では不実告白と云つて、これは法律違反行為です。そちら辺は通常の業者も、効果を追求して合理的に説明できる資料を用意しておいて、結果的に嘘を言ったことにならないように、説明をきちんとしていくという基本的なことが必要なのではないかと思ひます。それから一般的な契約の言わば裁判規範とかから行動規範に当たると思いまが、消費者契約法という民法の特別法といったものもあります。そういう法律を基本的に踏ま

の捜査を担当する警察官でもあります。地域での昨年の罰金犯は、十八万円を超えてまして過去最多を記録したところです。それで、その件数が年々増加の一途でございます。十年前の約一・五倍です。相当な數です。そこで県の方で埼玉県警が昨年の七月一日に施行されました。今年に入りまして、その条例に基づくところの、推進計画が実現され、防犯指針が施行されました。さらに今年の六月に県全体で防犯の町作りを推進しようと言ふことで知事が会長になられまして、推進会議が設置されたところでござります。とにかく地域の方々さん、さらには自治体や警察、県など共同した取り組みで今進んでいます。

えた形で、販売活動、それから施工等、勧説行為を行っていくというのが求められている。ある意味では、環境として消費者の目、社会にリフォーム業者に対する目が厳しくなってきている中で、本当の意味で顧客のニーズに合わせた施工、販売、勧説、そういうことを行つ

防犯の取り組みは自治防犯活動とともに、ことで知事もよく話をされていますが、去年五月に五ヶ流されてしまった自治防犯体制が九月末現在で千四百五十九戸建てが六十一年、集合住宅が三十九戸建ての被

害が多い状況です。手口と特徴は、昼間の空き巣が戸建てで六十八%、集合住宅に至っては九十二%。侵入盗の多くが空き巣と言うことで認識いただけだと思います。



山田謙氏

一戸建ての六十八%で侵入場所を見ますと、やはり居室だとお風呂などの窓ガラスを破つて、あるいは外で入るというものが七八・五%，勝手口が九・四%，玄関が八・二%です。侵入の手口の中でもガラス破りが六〇%、無施錠が二〇%ですね。

アパート、マンション等の集合住宅ですと、窓ガラスが七三%、玄関が一二・二%、手口ではガラス破りが五七%とやはり多いです。

一時期流行りましたピッキング、サムターン回しなどがありますが、特殊解錠用具ということで法律が出来て所持が禁止になりまして数字は落ちてきました。

予防方策の要となる防犯環境設計に分ご承認を貰いますので、防犯活動設計と言うことで、お話をさせていただきます。

ガラスの話を主にさせていただきま

したが、私どもの方で防犯精度の高い建物商品の普及活動もさせていただけております。C.Pマークといいまして「防犯」の頭文字ですがグリーンと黒で防犯性能の高い商品の目安になるよう作られたものです。警察庁のホームページ「備え」「(O)番」に目録が載っております。

ガラスも防犯ガラスとということで、真ん中にボリカーボネットという中間皮膜が入つていて強いということが普及しております。皆さんはもうこうとおっしゃる方でお願いできればと思います。

柏田 植田

私ども事業をしておりますと、知識はそこそこあるつもりでいますが、やはり違う視点から紹介されるものは新鮮ですね。

さて、埼玉県の中で様々な住宅施策

が進められているわけですが、情報と

いう意味でも、今日は県の住宅課からおこなったいたいと説明いただけた

大橋

県の住宅行政というお話をですが、リフォームの位置付けについてお話をさせていただきたいと思います。案内の通りリフォームは県の住宅施策の中重要な位置を占めてくると思います。日本の住宅というのは三十年に一回、壊しては作り、壊しては作りというふうに、かなり資源を無駄にしてきたところで、かなり資源を無駄にしてきたところにあります。

予防方策ですが、基本的なことは十分に承認を貰いますので、防犯活動設計と言つて、お話をさせていただきます。

地域性、自分たちの場所に入つてもその動きを把握する

意識を持つてもらうことで犯罪を防ごうという考え方です。

ガラスの話を主にさせていただきました。

しおちゅう起つてゐるんですね。いずれ大地震が来るときわめています。なので、耐震補強は是非リフォームと合わせてやらないといふ、住み手側から需要があるわけです。それと、日々お作られたものです。警察庁のホームページ「備え」「(O)番」に目録が載つております。

ガラスも防犯ガラスといつて、真ん中にボリカーボネットといふ中間皮膜が入つていて強いということが普及しております。皆さんはもうこうとおっしゃる方でお願いできればと思います。

私はそこにあるつもりでいますけれど、やはり違う視点から紹介されるものは新鮮ですね。

さて、埼玉県の中で様々な住宅施策

が進められているわけですが、情報と

いう意味でも、今日は県の住宅課からおこなったいたいと説明いただけた

大橋三千夫氏

県の住宅行政というお話をですが、リフォームの位置付けについてお話をさせていただきたいと思います。案内の通りリフォームは県の住宅施策の中重要な位置を占めてくると思います。日本の住宅というのは三十年に一回、壊しては作り、壊しては作りというふうに、かなり資源を無駄にしてきたところで、かなり資源を無駄にしてきたところにあります。

予防方策ですが、基本的なことは十分に承認を貰いますので、防犯活動設計と言つて、お話をさせていただきます。

地域性、自分たちの場所に入つてもその動きを把握する

意識を持つてもらうことで犯罪を防ごうという考え方です。

ガラスの話を主にさせていただきました。

での議論で、やはり小さくてもリフォームを一生懸命やっている事業者も居る。富士見市のリフォーム詐欺事件のせいでも、リフォーム事業者のイメージが悪くなっているという話もありましたので、できるだけ多くの方に登録していただいてレベルアップしていただこう

という制度になつていて、この制度は始めが肝心です。登録制度の事業者一覧から、消費者の方が事業者を選んだとそしてその結果が消費者にとって良いことになれば、一般的の県民の方もどんどんこの登録制度を活用されるわけですね。もし信頼を失うということになると、最初にこれがどんどん増えて、一件あたり四十万円使うと、県内のリフォームによる経済効果は約三千三百億円あると言われています。埼玉県内には約二五〇万戸の住宅がありますので、單純に計算すると、一件あたり年間十二・三万円ぐらいた使つているということになります。先程申し上げました高齢者のバリアフリーとか、耐震補強とか、そういう需要がどんどん増えて、一件あたり四十万円使うと、県内のリフォームによる経済効果は約三千三百億円あると言われています。

産業なり、皆様のお仕事としても、県の産業の基幹部分とか雇用の部分とかそういう面からもリフォームという

かそういった重要であるという認識を持つっています。

一般の県民の方も、どんどんこの登録制度を活用されるわけですね。もし信頼を失うということになると、最初にこれが

てしまったので、購入の方々には、サービス過剰といいくらいやつていて、たまたま良いんじやないかと思いません。

柏田 植田

どうもありがとこうございました。私も事業者の一員ですが、大変うれしくお会いしたので、購入の方々には、サービス過剰といいくらいやつていて、たまたま良いんじやないかと思いません。

どうもありがとうございました。私は県民の安全の実現といつたことに

一歩近いのではないかと感じました。

今日は、その意味でこの後の制度説明会を開いて自分の事業の強みをさら

に強めることなどが、リフォーム事業、あるいは県民の安全の実現といつたことに

いただきたいと思います。

趣旨・目的

埼玉県内の消費者に住宅リフォーム事業者の情報提供を行い、その事業者に満足すること、あわせて住宅リフォーム事業者の信頼向上を図る、これが目的でございます。

制度の内容ですが、制度の趣旨、目的を理解し、規定遵守を宣言した住宅リフォーム事業者が、制度で定める企業情報と講習会参加実績等をホームページで公開するとともに、消費者との契約には原則として住宅リフォーム推進協議会が作成した標準契約書を用いるという部分でございます。

この二つの項目、非常に重要な部分でござりますのでご理解いただきたいと思います。

昨今新築からストックへの時代といふことで、色々なリフォームの注目を集めている中で、悪質業者の報道がなされており、非常に大きな社会問題として認知されつつあります。

そうしたことから一般の消費者の皆様もリフォームに対して興味はあるけれども、リフォームや業界に対して怖いとか、本当に安心して任せられるのか、騙されて高い料金を請求されるんじやないかとか、色々な不安を抱かれておるような状況もあるようになっております。

こうした状況を憂慮しているますが、こんな中で一般消費者様もインターネットや雑誌等の情報集めを自分でされている世の中になっています。

お手元にございます資料の中の、埼玉県住まい作り協議会住宅月間シンポジウム第三部というのにあります。つまり、リフォーム事業者登録制度の概要を説明いたします。

すでに最初の趣旨目的に様々な新聞報道やホームページでも確証いたしましたが、再度読んでいておるかと思いますが、再度読んで

第3部

リフォーム事業者登録制度の仕組みと手続き

住宅リフォーム推進委員会

副委員長 檜山 敏章

ですかをインターネット上の埼玉県ホームページに開示する、ということによって消費者の方は業者の情報を見比べて参考の資料に出来ると言ふことです。

埼玉県内の工場を恒常的に営業活動されておる事業者も含めて差し支えない

制度が定める次の住宅リフォーム事業者倫理憲章を遵守することとなっております。

住宅リフォーム推進協議会といいますのは、インターネットでも埼玉県協議会のページからも飛んでいますので確認いただきたいと思いますが、

住宅リフォームあるいは住宅建築の関連業界団体、それから政令・市とかが参加して結成されておる団体ですけれども、

そちらが公開されておる住宅リフォームの倫理憲章ということで、こちらを守ってくださいと言ふことですね。

1~6番までありますけれども、確認をお願いしたいと思います。

1 依頼者の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める

2 依頼主が適切な選択と判断が出来るよう常に正確な情報の提供に努める

3 見積もりや契約等について、誤解を生じないよう、正確で分かりやすい書面により適正な業務運行に努める

4 依頼主にとって良き相談者となり、クレーム等に対して誠実に対応に努める

5 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める

6 住まいの質の向上に努める

知識の習得と技術技能の研鑽に努める

こととしてますけれども、例外的には近接する一部の市町村に事業所があつて県内の工場を恒常的に営業活動されておる事業者も含めて差し支えない

原則として埼玉県内に事業所がある

シンポジウム の住宅リフオーム

主催 協議会 後援 土交省・住宅金融公庫



当然のこととして心掛けていることと想いますが、ここで再度確認をさせていただきます。

統きました。

三、標準契約書の使用でございます。

こちらについても、原則として住宅リフオーム推進協会が作成した標準契約書を使用することとなっております。

この標準契約書の使用という部分につきまして、悪業者を入りにくくするという部分も含めまして消費者からの信頼を高めていく登録制度のルールとして非常に重要な用件になっていきます。これについて詳細を後ほど説明させていただきます。

四、制度説明会への参加

本日、いま現在が制度説明会に当たるということになります。ここで

想いますが、ここで再度確認をさせていただきます。

統きました。

三、標準契約書の使用でございます。

こちらについても、原則として住宅リフオーム推進協会が作成した標準契約書を使用することとなっております。

この標準契約書の使用という部分につきまして、悪業者を入りにくくするという部分も含めまして消費者からの信頼を高めていく登録制度のルールとして非常に重要な用件になっていきます。これについて詳細を後ほど説明させていただきます。

四、制度説明会への参加

本日、いま現在が制度説明会に当たるということになります。ここで

の趣旨に沿って協力いただく事業者が登録いただけるという内容になります。

五、関係法令の遵守および諸規定の遵守

六、当協議会ホームページでの情報開示

当協議会ホームページに関する法令を遵守すると共に、諸規定も遵守する。

七、当協議会ホームページでの情報開示

当協議会ホームページがホームページを開設しております。その中でリフオーム事業者登録制度というところ、公開していくわけですが、ここにあげております必須項目、そして登録事業者からの申し出により任意項目それぞれを公開させていただくことを承諾いただくと言うことになります。

具体的には、次の項目のようになります。

必須項目

① 事業所名

② 代表者名

③ 住所電話番号

④ 営業工場

⑤ 制度説明会への参加者名

⑥ 標準契約書・自社契約書の区別

⑦ 一言コメント(200字以内)

⑧ 自社ホームページアドレス URL

⑨ Eメールアドレス

⑩ 代表者顔写真(撮影後一年以内のもの)

⑪ 得意分野(申告する場合は「全般」などの表記不可・二つまで)

⑫ 設立年(法人でない場合は業務開始年)

⑬ 取得事業者免許(名称・取得年月)

住宅リフオーム推進委員会 の活動について

住宅リフオーム推進委員会
委員長 桜田建太

以上が櫻田副委員長による制度の骨格説明であり、この後、登録手続、運用規定などの説明も行われた。

が見込まれ、まだ登録希望の問い合わせは続いているところから制度説明会を追加開催する方向で調整中です。各メディア様のご協力もあって業界内では一定レベルの認知度を得ている感想があります。しかし、消費者への認知度が高いとは言えず、今後の課題として取り組む必要があります。制度をスタートさせてからは制度に対するさまざまな協力者が情報をもらしてくださるので大変助かっており、その好意を無駄にすることなく制度成長に組み込んで行きたいと思っております。とくに登録事業者の質の向上については実現性の高いご提案を多くいただいております。また、もうひとつ課題としては、高い志と労力をもつて本制度に参加・協力してくださっている登録事業者の皆様にんらかのメリットを提供できるようにしたいということがあります。何ができるかはまだ協議中ですが、それにより継続的な登録が行なわれ結果として埼玉のリフオーム業界の底上げが促進されることを願っています。

現在は第一回登録事業者講習会が実施され約七十四%の参加というすばらしい実績が出ています。この実績を積み重ねながら消費者の信頼を獲得できるようにしてまいりたいと思いますので、会員の皆様登録事業者の皆様もうかるよしくご協力のほど重ねてお願ひいたします。

会員の皆様のご支援を受けて十一月三十日に登録事業者名簿の公開を開始することができました。ご協力いただきいた皆様には住宅リフオーム推進委員会を代表して心からお礼申し上げます。現在の登録事業者は百七十九事業者となりました。今回も七十社程度の登録

住まいの防犯アドバイザー制度 と埼玉住み心地の良いまち大賞

埼玉住み心地の良いまち推進委員会 委員長 鈴木秀樹

私ども埼玉住み心地の良いまち推進委員会は、当協議会の組織改変にともなつて発足した平成十六年度より、「住まいの防犯アドバイザー制度」と「埼玉住み心地の良いまち大賞」の運営を二つの大きな事業として活動を展開しております。今回はその「報告をさせていただきます。

住まいの防犯アドバイザーは 安心・安全のまちづくりへの 重要な担い手

急激な犯罪件数の増加による治安の悪化特に住宅への侵入窃盗罪が頻発するなか、当委員会は埼玉県と協働して、住まいの防犯アドバイザー制度を運営し、平成十六年度には第一期生三九六名を登録いたしました。(登録名簿が埼玉県のホームページなどで公開中 <http://www.pref.saitama.lg.jp/bousaiadvice.html>) 住まいの防犯アドバイザーは、埼玉県を住宅地の先進県へと導く重要な担い手として、県内各所で活動されています。

フォローアップ研修会を開催しました

去る平成十七年九月二十一日、さいたま共済会館において、既登録者を対象とした第二回フォローアップ研修会を開催しました。研修内容は、次のとおりで、約一〇〇名の防犯アドバイザーが参加し、熱心に受講されました。

①「住宅性能表示基準の改正について」

(講師 マヌ都市建築研究所
主任研究員 亀山恒夫氏)

②「鍵箱及びガラスについて」

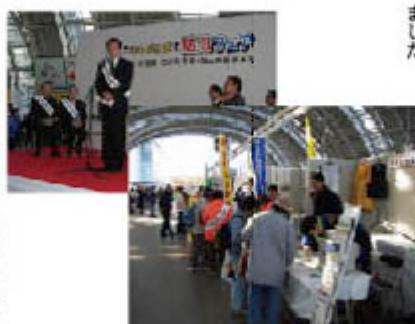
(講師 埼玉県防犯設備士協会
副会長 牧野泰雄氏)

平成十七年度養成講習会を開催しました

平成十七年度は、第二回目として、平成十八年一月十九日及び二十四日に、さいたま共済会館において養成講習会を開催しました。講習会は、二二三名の方々が参加されました。

県民に向けて普及促進団つています

平成十七年十二月三日及び四日、さいたま新都心駅改札前コンコースにおいて、「さいたま防犯フェア」(主催:埼玉県、埼玉県警察本部、さいたま市)が開催されました。



当協議会は、平成十七年六月に設立された「埼玉県防犯のまちづくり推進会議」(会員 上田知事)の構成団体でもあることから、このイベントへの参加要請があり、当委員会が住まいの防犯アドバイザー制度の紹介のほか、パリコンによる簡易防犯診断の体験コーナーを設け出展しました。

会場は、さいたまスーパーアリーナやコクーン新都心を訪れるたくさんのお客があり、両日とも多くの方々に足を止めていただき、アドバイザー制度や協議会活動のPR、また住宅防犯についての啓発活動を行うことができました。

その他、昨年九月に行なわれた埼玉県マンシジョン管理士協会主催の「マンションライフフェア東部」での防犯診断コーナーの対応、同じく十一月に開催された「よみうりりサイクルカーニバル」にさいたまでの広報活動など、当協議会住宅リフォーム推進委員会とも協力して制度の普及に努めてまいりました。今後も機会あるごとに進行なっています。

第一回

埼玉住み心地の良いまち大賞は 川越市の唐澤優輝さんに

もう一つの事業として、住宅関連団体の皆様が、「住み良き・暮らし良き」の視点について新たに気づかせていただけたようだ。そして、多くの県民が自らの属するまちについて、改めて考えていただこうと願って「埼玉住み心地の良いまち大賞」の作品募集を行ないました。昨年七月下旬に告知し、同九月十五日の締め切りの間に寄せられた作品の中から、唐澤優輝さんの手による「心の休まる散歩道」が、第一回大賞の栄誉に輝きました。

心温まる一品

選考にあたり、本作品の顕面の美しさが、まずは審査員の衆目を集めました。けつして十分とはいえない限りで、スベース(A3サイズ)にご覧の通り写真をメインに地図や文字を整然とレイアウトされています。台紙に暖色を使われたのち心憎い演出が感じられます。また、本作品は川越市の町を取り上げました。作品の中に自らも書かれている通り、「川越」といえば「隣の街」としてあまりにも有名であり、だれもがそこに関心を寄せるところですが、作者はあえてこれには触れず、自らが育った小仙波町のさらに小さな範囲を紹介して下さったところに心をくすぐられました。小さなところから育まれた地元への哀愁や愛着が、私たちの心も温かく伝わってきます。他の作品に比べ、大賞の趣旨である居住まいの心地良さを最も強く感じさせてくれる一

品であることが、大賞の決め手になつた大きな要因です。

唐澤さんは、賞状とともに副賞として五万円分の図書券が贈られました。そして、昨年十月二十八日に開催されました当協議会による住宅間シンポジウムの会場(浦和コルソ七階ホール)入り口にて、本作品のお披露目をさせていただきました。

もっと多くの方に喜ばれるよう

住み心地の良いまち大賞は、今後も継続する見込みです。単に街並みの景観などを写実的に捉えるだけではなく、地域のコミュニティなど「人をつなぐ心」までをも披露していただき、作品が増えていくことを願っております。たくさんの作品が集まり公開されることにより、当協議会会員の皆様にとっては、その地域をより理解することができ、住宅建築に関する受注や工事が行ないやすくなることにもつながります。今回は初回ということもあり、応募数が当初の期待を下りました。また、せつから応募していただいたのですが、残念なことに写真だけをお送り下さった方がおりました。応募の条件を改めて説明し、もっとわかりやすく告知するなど工夫して、来年度はより多くの皆様に喜ばれる機会となるよう、委員一同努力してまいります。

会員の皆様からの応募も含め、関係者の皆様のご協力を改めてよろしくお願いいたします。

心の休まる散歩道

龍池辨財天

三変稻荷神社

川越市小仙波町4丁目

推薦理由

県営住宅壁面の広告利用



県営住宅壁面広告のイメージ

埼玉県では、県営住宅の経営改革のため、県営住宅で全国初となる、壁面を広告スペースとして有償貸し出しする事業に取り組んでいます。

事業者となる広告代理店を企画提案により公募します。壁面を貸し出す県営住宅はJR宇都宮線、京浜東北線に面した、県営浦和高層住宅です。

応募のあった企画提案を、広告スペースの使用料、サイズ、設置位置などについて埼玉県が審査をし、事業者の選定を行います。

広告事業による収入は、県営住宅の維持管理費として使用します。

問合せ先

埼玉県都市整備部住宅課 企画担当
TEL ○四八(八三〇)五五七一

住宅金融公庫からのお知らせ

「平成十八年度融資(平成十八年四月~十九年三月)について」

平成十九年四月一日に、住宅金融公庫は廃止され、独立行政法人住宅金融支援機構が設置されます。このような状況を踏まえて、平成十八年度は着実にフラット35融資を推進するとともに、公庫による直接融資業務のスリム化を図ります。

平成十八年度予算 フラット35融資十二万戸(対前年度比二万戸増加)

○優良住宅取得支援制度の継続 平成十八年度も引き続き実施します。

(夫婦時期は決定次第HP等に掲載します。)

優良住宅取得支援制度とは、当初五年間融資金利を〇・三%優遇する制度です。省エネルギー対策等級四、耐震等級二又は高齢者配慮対策等級三以上のいずれか一つの基準に適合している住宅が対象となります。

○セカンドハウスの追加 フラット35融資にセカンドハウスを対象にします。(平成十八年一月資金実行分から実施。)

特別加算額及びはじめてマイホーム 加算を廃止します。
フラット35に転換する詳細はHPを御覧願います。<http://www.fl35.com/>

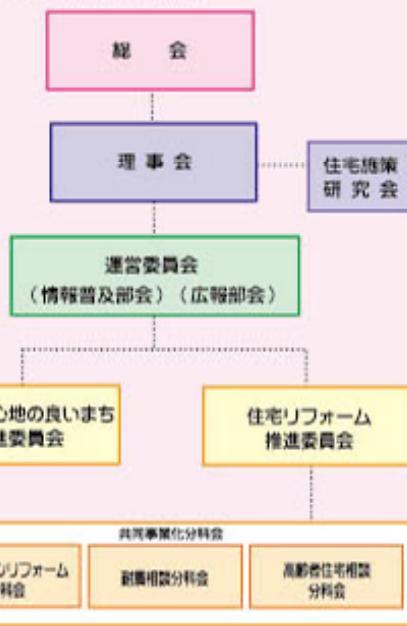
埼玉県住まいづくり協議会とは?

埼玉県の住宅供給を取り巻くさまざまな要因を踏まえ、県民が安心して暮らせる街や、住まいづくりを目指して民間の各種住宅関連企業と行政とが、「住まい」に関する情報を共有しながらいろいろな事業に共同で取り組むネットワークを構築しました。

民間と行政の垣根を超えて、私たちの埼玉を「住みやすい埼玉、ふるさと埼玉」として実感できる住まいづくり、住環境づくりを目指して活動しています。

また、読者の皆様からの協議会および会報に対する意見を募集しております。

【埼玉県住まいづくり協議会組織図】



会員募集中

埼玉県住まいづくり協議会では、会員を募集中しております。お取引先やおり合いの方で、埼玉の住まいづくりに興味を抱いている方に勧めください。お問い合わせは事務局までお願いします。電話〇四八一八二〇一〇〇三三